

中宮皇子帝后、久安六年以女御從三位

〔續世繼三男〕同延保七年元永十二月七日御とし三にて位ゆづり申させ給ふ近衛、受

にならせ給ふまゝに、御ありさま玄かるべきさきの世の御ちぎりと見え給へり、攝政殿の御お

とゝの左のおと頼長女御多たてまつらせ給て、皇后宮にたち給ひぬ、なほたらずやおぼ

しめすらむ院鳥より御さたせさせ給て、大宮大納言藤原のむすめ關白殿の御

子とて、此の政所忠通の御せうとのむすめなれば、御子にし奉り給ふ、御かたゞ花々といひ

みがほなるべし、どのゝあに忠おとうと頼の御なかよくもおはしまさねば、宮もいとへ

だておほかるに、關白殿はうちのひとつにて、ひとへに中宮皇子のみのぼらせ給て、皇后宮の御

かたをばうとくおはしまえける略うちにはきさきふたりたち給ひて、いとかたゞおほく

おはするころなるべし、

〔二代要記八後堀河〕中宮藤有子帝后、太政大臣公房女、母從二位藤修子、貞應元年十月御禊女御代、同

宮依女御入内也、

中宮藤長子帝后、前關白家實公女、嘉祿二年六月十

〔増鏡七北野の雪〕この入道殿實氏の御おとゝに、そのころ右大臣實雄ときこゆるぞ、姫君あまた

もち給へる中に、すぐれたるを子信らうたきものにおぼしかしづく、今上山龜の女御代にい

給ふべきを、やがてそのついで、文應元年入内あるべくおぼしおきてたり、院にも御氣色たまは

り給ふ、入道殿の御孫の姫君子嬉も、まゐり給ふべき、聞えはあれど、さしもやはと出したち給ふ、

いとたけき御心なるべし略十月廿二日一代要記作まゐり給ふ、ぎしきこれもいとめでた

し略よろづの事よりも、女御子信の御さまかたちのめでたくおはしませば、上山龜もおぼし

つきにたり略ほどもなく、二月八日弘長元年后立ちありしかば、おとゝ心ゆきておぼさるゝ事かぎ